

東金市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成22年10月15日（金） 午後1時30分から午後3時00分

場 所 東金市役所 3階 第2委員会室

出席した委員

中村光秀	成田斉 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局主席運輸企画専門官代理者
鎗田敏光	東金市障害者福祉団体連絡協議会長
水口 剛	中丸悦子 東金市市議会文教厚生常任委員長代理者
猪野裕子	「移送ボランティアグループわかば」代表
田邊順一	平山栄 南総タクシー株式会社代表取締役代理者
仲田 昇	関口タクシー有限会社運転手
外山允一	東金市社会福祉協議会会長
野口 朗	市民福祉部長

欠席した委員

石田 路子	城西国際大学福祉総合学部教授
-------	----------------

出席した関係者等

運送団体	東金市社会福祉協議会 加養局長・北田係長・菅野主事
事務局	齋藤社会福祉課長・佐藤社会福祉課福課長・神山係長・内山副主査 川嶋高齢者支援課副課長

会議概要

1. 開会
2. 市民福祉部長挨拶
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長の選出について
5. 議事録署名人の氏名について
6. 報告
移動制約者の状況について
東金市福祉有償運送事業の経緯について
7. 議事
更新登録及び使用車両の増車について
8. その他
9. 閉会

司 会

ただいまより、東金市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議につきましては、委員定数 9 名のうち城西国際大学の石田委員は欠席とご連絡をいただいております。また、千葉運輸支局所属の成田委員が欠席ですが、代理人として同支局の中村様の派遣をいただいております。また、住民を代表する方といたしまして市議会文教厚生常任委員長中丸委員が欠席ですが、代理人として同常任委員会水口副委員長にご出席をいただいております。また、市内タクシー事業者の代表として南総タクシー株式会社社長の田邊様が欠席ですが、同東金営業所長の平山様に代理でご出席をいただいておりますが、それぞれの代理委員としてご承認いただけますでしょうか。

委 員

承認。

司 会

ありがとうございます。それでは、ご承認をいただきましたので中村様・水口様・平山様は委員としてご出席をお願いします。これにより、委員定数 9 名のうち 8 名のご出席をいただきましたので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、協議会の開会にあたりまして野口市民福祉部長より皆様方にご挨拶申し上げます

市民福祉部長

本日はお忙しい中、東金市福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より東金市の福祉行政の推進にご尽力・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本運営協議会につきましては、前回の開催が平成 19 年 11 月 26 日の開催でございまして、協議内容につきましては、道路運送法第 79 条の 6 第 1 項の規定の更新登録に関してご協議いただき、ご承認いただいたところでございます。

今回も同様に更新登録に関してと、併せて使用車両の増車につきましてもご協議いただくものでございます。

この福祉有償運送につきましては、身体障害者や要介護者の方など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の方々に対するの個別輸送サービスの提供ということでございます。基本的にはケアタクシーなどの公共交通機関が担い手であると考えますが、それらを補完するという趣旨で行っておりますので、趣旨等ご斟酌いただきながらご協議の程よろしく願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

司 会

続きまして、運営協議会を所管しております、社会福祉課長より委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

また、併せて事務局職員と運送団体職員を紹介いたします。

社会福祉課長 (各委員、出席職員、運送団体職員を紹介。省略)

司 会 続きまして次第の4会長及び副会長の選出ですがいかがいたしましょうか。

委 員 事務局で案があればお願いします。

司 会 それでは、道路運送法施行規則第51条の8の規定に、市町村長が議会を主宰するとございますので、会長については市長の指名する野口委員に、また副会長については前回に引き続き猪野委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

委員一同 異議なし

(野口委員、会長席へ異動)

会 長 それでは議事に入ります前に議事録署名人の選出をいたします。私の方からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

会 長 ありがとうございます。それでは、東金市障害者福祉団体連絡協議会長の鎗田委員をお願いします。

それでは、はじめに報告事項であります、資料1「移送制約者の状況について」また、資料2の「福祉有償運送事業の経緯」について、併せて事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1「移送制約者の状況について」、資料2「福祉有償運送事業の経緯」の内容説明。

会 長 それでは続きまして、資料1の補足説明として、東金市ケアタクシー・介護タクシーの状況について、高齢者支援課の川嶋副課長より説明をお願いします。

高齢者支援課副課長 資料4「東金市ケアタクシー・介護タクシー」の内容説明。

会 長 ただいまの事務局よりの報告、また高齢者支援課より説明がございましたが、この内容について何かご意見やご質問があればお願いしたいと思います。

委 員 直接関係ないかもしれませんが、ケアタクシー事業所3社の中で全て自費で福祉車両を頼む人はどれくらいいるんでしょうか。

委 員 人数は把握できません。

委 員 結構多いですか。

委 員 少ないですね。

委 員 利用料は高いですか？メーターは同じですか？

委 員 メーターは同じです。身体介護料ということで30分単位で乗り降りです、2,540円いただいてまして、あとは通常のメーター料金です。でも、こういう方はたまにしかいないです。

会 長 他には何かないでしょうか。

委員 資料1の利用状況ですが、年度別に平成19年度から21年度の交付者数と利用件数ですが、利用件数は延べということで理解していいのでしょうか？

例えば21年度で詳しく説明していただきたいのですが、月額6,000円の券を交付している方が219名で年間利用件数は864名、この864名というのは延べ人数ということですか。もう少し詳しく説明して下さい。

事務局 交付者の方は219名で、一人当たり12枚つづりで申請書を交付しますので、この864名は延べ人数になります。こちらの上限は1回の乗車で710円になりまして、上限を超えないケースも若干あるんですけども、金額にいたしますと710円×この利用件数ということになります。券をもらっても全く利用しなかった人もいるという状況であろうかと思えます。

委員 交付者の中で利用しなかった方、要するに未利用者の数というのはわかりますか。確か決算は100%近く執行してますよね。その資料はないんですか。

事務局 未利用者のデータは手元に資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

委員 私が聞きたいのは、未利用者の方というのはどういう理由で使わないのか。それからもう一つは普段私が相談を受けている人工透析の方なんですけど、何が問題なのかということ、公的医療機関では最初の透析はやるけど、あとの維持透析は民間の病院を紹介してそっちに行くことになる。その方々が、紹介された医療機関で馬が合わなくて遠い千葉の方の医療機関へ行くということがあるんです。そのときにタクシーで千葉まで行くというのはなかなか難しいという話を受けているんです。だからそのあたりがどういうことになってるのかと思ひまして。券をもらっておいて利用しないというのはどういう理由なのか、それをお聞きしたい。

会長 ケアタクシーのほうは通院で使うという条件で、福祉タクシーのほうは障害者の方のひきこもり防止というような意味合いも含まれているんですよ。だから、1回2回しか使わないという方もいらっしゃいますし、通院している人はケアタクシーの方ではほぼ使い切っている状況です。ただ、福祉タクシーというのは、引きこもり防止とか外出のお手伝いというのが趣旨になっていることがあります。

委員 ここでいうところの移送制約者ということですが、障害のある方だれもが人権があって、映画を見たり桜見したりとそういうことの可能な状況・社会を作ろうということではじめた福祉タクシーであったと思うんですが、これが、なおその辺が難しいと、現実には交付されたものが足りないのが普通なんですけど、その券を全部使ってるわけではないんですよ。どうして使わない人がいるのか、使い勝手が悪いのか、その辺のことを聞きたくて質問しました。

委員 福祉タクシー券ですが、21年度は219名が12枚もらったとして、2,628枚が交付されているんですね。でも実際の利用は1/3くらいですね。これが全部使われたらタクシーさんは大変ですね。

委員 それほど利用はないように思う。今はチケット制ではなくなってるので。
会長 今は償還払いという形で、対象者となる方たちがタクシーを利用した場合に領収書をもっていただいて、後で市に申請していただくという形になっているので、タクシー会社さんの方は使用状況を把握できないと思います。

委員 約30%の利用状況でしかないの、あとの70%の人が使いこなせてないその理由を知りたいのですが。

事務局 福祉タクシーの予算上でいいますと、例年利用者数の35%くらいの予算を計上している状況です。過去3・4年の状況を見てその利用率を予算化をしております。決算を見ると32、33%の利用状況ということになっております。

こちらは通院に限らず、どこにお出かけになってもご本人の自由ということでございますので、買い物であるとか親戚のうちにいくとか、目的を制限しているものではなく、ひきこもりの解消をするということが第1の事業ですので7割の方が利用していない状況については、申し訳ないのですが調査はしていません。

委員 という事は、利用対象団体と事務方とが協議しないと。私なんかは使い勝手が悪いという話も聞くわけです。今課長がおっしゃったような目的が徹底されていない、理解されていない、これは事務方が問題であって、双方がコミュニケーションをとれていないんじゃないかと。せつかく制度化されているんだから、対象団体と管理する側とで話をして、タクシー業界のみなさんも苦勞されていると思いますけれども、話し合いを密にやっていただきたいと思います。

委員 うちの場合も身体障害の2級ということで、対象者にはなってますが具体的に利用となると一切していません。というのも、使い勝手が悪いということではなくて、自由に動きたいというので、自分で車を持っていますから自分の車で動くというのがメインになって、タクシーで、ということにはならない。

知的障害で昔から学校の通学に使っていると改まってこの福祉タクシーを使用していないんですね。身体障害とか精神障害の方で利用している方はいるという話は聞いていますが、やっぱり利用回数は少ないのかなと。

ただ、具体的な理由というのは私も聞いたことがないので、今度聞いてみようと思います。

事務局 今お話がありましたように、われわれ行政側と団体さんとお会いする機会はありますので、今後PRしていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

- 会 長 他にありませんでしょうか。無いようですので引き続き議事に入ります。
「更新登録及び使用車両の増車について」ですが、資料 3 について社会福祉協
議会より説明をお願いいたします。
- 社 協 資料 3 により内容説明。
- 会 長 それでは、ただいまの社会福祉協議会からの説明に対しまして、ご意見やご
質問はございますでしょうか。
- 委 員 利用会員名簿の方ですが、実際に登録しているのは何名ですか？
- 社 協 24 名です。
- 委 員 名簿上は 24 名の登録があつて、利用している方は主な目的欄に記載のある
方の 18 名で、実績の一覧表からすると平成 22 年度途中だと 129 名の運送人
員とありますが、このからみはどのように見ればよいのですか。
- 社 協 まず、利用会員名簿の中で主な目的が書いていない方は、これは入会のとき
に書いてもらう資料で、それが抜けてしまっているということです。
24 名登録されていて、実際に使用されてる方は 21 名です。3 名の方はまだ
利用されてません。それはこの資料のなかではでてきておりません。
- 委 員 実績推移の中で、運送人員が平成 20 年が 297 人、21 年が 390 人、22 年は
まだ半年満たないけど 129 名となっていますが、これはどのように理解するん
ですか。
- 社 協 これは送迎の回数ということになりますので、例えば朝病院に送っていくと
1 回、迎えに行くことで 1 回とそれぞれカウントするので、送迎で 2 回のカウ
ントになります。その実数としての回数が運送回数ということです。目的地で
待っていて下さいということがあればそれも可能ですが、待っている間の時間
も利用料金の時間料金に換算されるということもあるので、朝行って 2 時間後
くらいに迎えにきてくださいという形がほとんどで、送りとは違う方が迎えに
いくこともありますので、運送回数というのはその都度カウントした 1 回 1 回
の活動に対しての回数ということです。
- 委 員 それでは送迎で 2 回カウントされるということを入れた上で、その 24
名が一人平均何回使っていますか。
- 社 協 かなり個人差がございまして、定期通院されている方は月に 1 回、つまり 1
往復で 2 回ですね、ただ、定期通院でも 2 ヶ月に 1 回の方もたくさんいらっし
やるので、単純に割った数だと月に 2 回の方と隔月に 1 回の方が混在している
ような感です。
- 委 員 その方たちが大体の利用をしめるのですか？
- 社 協 はい。
- 委 員 一人 10 回や 20 回使っている人はあまりいないんですか。
- 社 協 先ほど透析の話をされてたんですが、実際に以前透析の方も会員さんにいら

っしかったですのでその方は毎週1回利用されてましたので月に4回から5回というのもありました。

委員 単純に平均で、一人の方が何回使っているかだけでいいです。わかれば。

社協 年間で約12回くらいです。

委員 20年度と21年度の利用会員数というのはわかりますか？」

社協 その推移のですね、右から2番目の表が利用会員数になっております。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 それはもう議会側も問題があるんですが、使い勝手がなかなか難しいのか、それともこの事業の趣旨が徹底されてないのかということですね。いつも思うのですが、いろいろ制度はあるんだけどなかなか利用する人たちに目配りが届いてないのかなあと感じるところでね。

よく東金は障害者なんかの移送についてはなかなかないよっていうけど、われわれも知ってる限りのことは伝えますが、ケアタクシーだったり福祉タクシーだったり、社協には移送サービスの事業もあるんだよというけど、聞いてくる方はほとんどわからない、知らない。社協に行ってください、高齢者支援課に行ってくださいと紹介するけどほとんどの方が使わない。なのに、移送サービスについては私たちは不自由だという話はやたらにありますよね。そういった団体が活発に動くと思いがいろいろと出てくるのかなと思いますけど。

委員 名簿を見るとうちのほうの団体の関係の方はお一人だと思んですが、事業の制度自体の問題で実際に1週間前に申し込まないといけないというその辺が一番利用しにくいという話は聞きます。やはり急に使いたいということが多いので、そうなるとこの制度自体が使えないのかなということですよ。

それから先ほども言いましたが、ほとんど皆さん車を持っていますから、自分たちで移動してしまうということが多いですよ。

ですから、やっぱり利用者と協力者がいて初めて成り立つ制度ですから、この1週間前までというのはどうしようもないことなんでしょうが、もう少しその日数的なものが短くなれば利用したいという方もでてくるのではないかなと思っております。

社協 それこそこの事前の予約で1週間と定めたところは、事業を立ち上げるまでにいろいろな関係者の方たちと協議をしていった中で1週間というのがでてきたわけです。使う方からしてみれば、電話をしたらすぐに来てよというのがあったんですけども、いかんせんとも制度上の制約がある状況です。

委員 私もふれあい移動サービスをたちあげる前段の会議に参加させていただいて、意見を申し上げてきたわけなんですけれども、この結果を見るとやっぱりなかなか難しいよね。言うはやさしで。

鎗田委員の意見を聞くと、制約されている側も車を持っているのでというこ

とでしたが、私が相談を受ける中ではそういう制度がもっとほしいという話があって、猪野さん方のボランティアはずっと 10 年歴史があって、そういうものを勘案して社協のふれあい移動サービスを立ち上げていこうということで、われわれも参加した経緯があるんですが、やっぱり障害者の件についてはもっとリサーチしなければいけなかったのかなと思います、そこがなかなかかみ合っていないだろうなということを思わざるをえない。

障害者だろうが高齢者だろうがみんなが映画とかね、文化とかそういったもので利用できるのではということが頭にあったものですから。ほとんどが通院といった理由で、そういうのがほとんど使われていないのを見て、やっぱり自分たちの感覚とは全然違うんだなと思ってみたものですから。

あなたがた映画とかどうなのって、まあ私も見てるほうじゃないけど、いろいろな映画があるでしょ、共感できるような映画もあるでしょう、あなたがた「出る」ということに対してどうなのって、閉じこもってね、われわれだって 3 日 4 日家に閉じこもっていたらほとんどまともな考えがでてこないですからね。だから、そういうことをみんなで考えましょうよということで社協でそういった車があるということでぜひ作ろうということになったわけです。

ヘルパーさんをお願いするのではなくて自分が買いたい、時間制限無く行きたいというのはずいぶんあったけど、実際そういうのは使われてないですよ。われわれみたいな人間が語っても何の実績にもつながらないということがわかったのでね、やっぱりぜひ当事者との意見交換をずいぶんとやらなくてはいけないんだなと反省しました。有償運送の制度は活かしてほしいなと思っております。

委員

私は有償運送の法律ができるどころ、流れを見てきましたが、福祉有償運送運営協議会は実施する団体をジャッジする場ではないですよ。東金市に移動制約者という方が 3,811 人、少しずつ増えていってますよね。若い東金市でもこれだけ増えています。でも、福祉車両をもっていらっしゃるタクシー会社さんでも利用者はそんなに増えていないですよ。どうして使わないんだろうなあとこののを考えるのもこの協議会の役目なんじゃないかなと、今日の議論はそれに非常に近くなってきて、私としては 3 回目にしてやっと本題に近づいたかなと、これを発展させて地域交通会議の中で福祉有償運送を考えていくという方に発展したらいいんじゃないかと。

障害者だからと縦割りにしないで、ふつうにいるおじいちゃんおばあちゃんだって足に困ってて、ちょっと閉じこもったら障害者になっちゃうわけですよ。だから地域の足を考えるというところで、できないときには個別輸送でタクシー会社さんをお願いしたり、どうしてもできないところは社会福祉協議会でお願いして、もう NPO ではできないですから、こんな経費をみたらとても

やれないです。NPO はできないので社協さんをお願いするしかないですけどもこういう形でやっていく。

あとは隣近所のつながりが非常に強い地域ですから、ご近所で送迎をお願いしてそこで任意の謝礼、大根出したりキャベツだしたりの謝礼のかたちが根付いていけば暮らしやすいのではないかなと、そうすれば街中もシャッターどおりにならずに済むのではないかな。郊外に大型スーパーがいっぱいできましたから運転できる人はいいですよ、だけど、本当におじいちゃんおばあちゃんが買いたいものにたどり着くまでが大変なんですよね、大きすぎちゃって。街づくりも含めて、この福祉有償運送会議も発展していただけたらなと思います。

今日の議題の福祉車両ですが、実は寄附者の一人なんですけれども、やはり車が無いからお断りするというのは悔しいですよ、ドライバーさんも結構この講習会をうけているんです。ドライバーさんの生きがいにもなりますし、ぜひこの場でみなさんに認めていただきたいなと考えております。

会 長 その他ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員 こちらを運転される方はヘルパー資格はなくてもいいんですか。

委 員 福祉車両の介助の仕方は全部講習会の中に入っているのです。認定団体の講習を受ければ大丈夫です。千葉県内でも結構ありますよね。

委 員 6，7 団体あります。

委 員 こちらは買い物もかまわないわけでしょ。券はたりるんですか。買い物で時間がかかった場合にはタクシーと同じく時間併用で換算するんですか。

社 協 基本的に 1 時間 500 円という枠がありますので、1 時間を超えれば 30 分 250 円というチケットもあわせて最初に販売はしていますけれども、送迎も含めて今まで買い物をした方の中で 1 時間を越える方というのは本当にいらっしゃらないです。通院の帰りに買い物によって家に帰るというパターンが多いんですけれども、その中で 1 時間でほとんど収まってしまっているのです、500 円のチケットがあれば帰りと買い物も済ませてその中で終わってしまうというのがほとんどの状況です。

委 員 これは買い物だけでも利用できるということですよ。私なんか介護タクシーの方は利用者さんを乗せて買い物はダメなんです。どうしても独居の人も多いし、ちょっと病院の帰りによってそれもタクシーの使わせてもらえないのかな、それとあくまでも自宅から病院までしか使えないですよ、病院から病院は使えない、買い物もダメ、帰り病院から自宅に帰るまでのお店にちょっと寄るだけとか、ちょっとこっこの店で買いたいからというのではダメでしょう。

社 協 福祉有償運送のサービスとしてはあくまでも、協力会員さんと利用会員さんだけの助け合いの中だけでやっているのです、タクシー会社さんにチケットをも

って行って使えるというわけではないんです。会員さん同士でしかやりとりができないという形になっています。

実際、話が少しそれますが、地区で座談会をやっていく中で、先ほど委員さんがおっしゃられたように買う場所もなくなってきているとかですね、交通手段というのが、開催した5地区全てで出てきているということもありますので、買い物という生活の手段が私たちのサービスだけでなく必要な状況になってきているのかなという実感があります。

委員 もしタクシー会社さんがこのチケットを使うとしたら、登録してガイドラインの中でやるしかないんですよね。2種免許持ってる人が運転するのはもちろんいいんだけど、かえって面倒くさくなっちゃうんじゃないですか。その介護のために、社協の券を使いたいということですよ。タクシー会社さんも使えるようにしたいということですよ。そうすると福祉有償運送のガイドラインからはずれてしまう。タクシーはタクシーで規制があるので、別の法律があるので全然違うと思います。

委員 でも、今仲田委員がおっしゃったことは結構ありますよね。

委員 だから行政に、例えばケアタクシーは通院または身体介護って決まってるわけでしょ。だから買い物を入れるよう行政にお願いすれば・・・。

委員 それにはガイドラインを決めないとフリーになっちゃうと困るということなんでしょう。

委員 タクシー会社さんがいってることもそうだし、猪野さんがいってることもそうなんです。介護保険制度の制約があることも私は承知で言うんですが、東金は月に1回ケアマネの交流会・講習会があるんですよ。何度か立ち会って聞いていると、ケアマネがケアタクシーなり福祉タクシーなり、この有償運送のことを頭に入れてケアプランを作ってる人が大部分ですけど、基本的な使い方を徹底するという事はそういった場を使えば可能になってくると思うんです。

だから、今仲田さんがおっしゃったことは介護保険制度上制約があるわけで、これはこれで運用の仕方をこれから勉強会等でわれわれも含めて声をあげていかなければいけないと思うんです。まずはこういう声をあげていかなければならないんです。みなさんも声をぜひあげてくださいよ。そうすれば変わってくると思うので。

高齢者支援課副課長

このケアタクシーは、ケアといいますから要介護認定者の通院に対する支援ということではじめたものですから、福祉タクシーや今回の有償運送は外出支援、それこそ先ほど委員がおっしゃられた映画鑑賞ですとか美術鑑賞、お墓参りですとか親戚の家に行くとかそういったことがメインだということで、ある仕切りを作りませんと、ケアタクシーの方は病院に行くことをメインに考えておりますので、先ほど申し上げたように法です、通院だけに使えるもので

すので、それがかわらない限りはちょっと難しいかと思います。

委員

川嶋副課長は立場上そういわざるを得ないですね。実際はヘルパーさんがいろいろ苦勞されているんです。ただ、ケアマネージャーがプランを作る際には東金市内には他の市にはないことですから、ケアタクシー、福祉タクシーがあって移動サービスがあるっていうのは、そういうからみあいでもケアプランを作っていくという事なので、そういうことも含めてなんとか全体的な移送サービスを作り上げていくということにならないと、なかなかこれも難しいかと思います。これからみなさんで今日みたいな議論を深めて、ぜひ活発化しないと私も移動制約者という言葉をはじめて聞きましたけれども、そういう方に応える行政をしないとなかなか前にいかないと思うんですね。介護保険制度上の制約が現実にあるんですから、でもそれじゃあ対応できない現状があると思っております。議会の仕事でもあります。

会長

ありがとうございました。他にはありますでしょうか。

委員

お金をとって会員の方を移送するという以上、やはり一番肝心なのは輸送の安全なのなかというところがございまして、そういった意味でこの3年間におきまして事故等はありませんか。

社協

ないです。

委員

わかりました。輸送の安全運行をするというなかで、運行管理者、運行を管理する責任者の方ですね、それを定めないといけないとなっていると思うんですが、そういった方はいらっしゃいますよね。

社協

資格云々という話もあったんですが、そうではなくて責任を持つということで、私が管理者となっております。

委員

責任者の方が休暇等でいらっしゃらない場合に誰がそれになれるのか、ということも設定されておりますか。

社協

そこまでは特別には定めてないです。いる者でということになるかと思いません。

委員

まず責任者の方がいらっしゃいますよ、その責任者の方がいらっしゃらない場合に例えばその代務者というのは一人ではなくてもいいので、いないときには代わって代務をやられる方がいますよということを設定しておいて、運行管理を徹底していただきたいなというように思います。

そういったところをですね、今回わかりやすい資料をいただいているところではあるんですが、次回以降で結構ですが、できれば最終的に更新がOKですよとなったときに運輸支局に申請をいただくわけですが、申請書そのものをこの運営委員会の場で委員のみなさんに示して頂いた方が、今回つけていただいた資料と重複する資料も多いので、申請される書類のほうで委員の方にもよりわかりやすくなっている部分もあるかと思っておりますので、申請書そのものを案

の状態がいいと思うので、それを次回以降ご提出いただいたほうがよろしいかなと思います。ただ、申請書類の中には輸送実績等はないのでそれを添付していただければいいのではないかなと思います。

先ほどの運行管理者の話についても載っていますし、一番いいのかなと思います。その際は個人情報に黒塗りをお願いできればと思います。

会 長 他にはないでしょうか。それでは他にないようですので、採決に入ります。議事「更新登録及び使用車両の増車について」ご承認いただける委員さんについては挙手をお願いいたします。

委員一同 (全員挙手、承認)

会 長 全員の委員さんの挙手をいただきました。よって、議事「更新登録及び使用車両の増車について」は協議が調いました。それでは、最後に次第8その他ですが、委員の皆さんから何かございましたら。よろしいでしょうか。社会福祉協議会の方から何かございますか。

社 協 とくにありません。

会 長 事務局の方から何かありますか。

事務局 とくにありません。

会 長 それではとくにないようですので、本日の協議は終了といたします。ご協力ありがとうございました。

司 会 会長おつかれさまでした。ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見、慎重なご審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、平成22年度東金市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時00分